

第157回 砂利船部会議事概要

日 時：平成30年3月5日(月)12:00～14:00

場 所：神戸市・生田神社会館 武庫の間

出席者：砂利船部会 委員 21名中 17名

臨 席 者 岡田担当副会長 原田副会長 藏本副会長

事 務 局 2名

合 計 22名

議 事

1. SOx規制強化への対応について

第3回燃料油環境規制対応連絡調整会議に係る議論の主なポイント及び結果のエッセンスについて資料に基づき説明を行った。

また、内航海運業界の規制強化に対する懸念事項及び説明会における質疑応答の概要も併せて説明を行った。

2. 内航コンテナ船のセルガイドについて

コンテナ専用船の構造上の認定条件については、「平成29年9月14日に船長方向にコンテナ配列毎にセルガイドを設置する」改正が行われた旨、事務局より説明を行った。

しかしながら、同改正では、幅広コンテナに対応できないとの意見が3組合から出され、建造認定委員会の審議の結果、「セルガイドを45フィート以内で船幅方向にコンテナ配列方向に設置する」こと等が構造要件に追加されたことを説明した。

3. プッシャー・バージの安全規制の適用猶予終了について

国交省海事局から配布された周知案内に基づき、事務局から以下のとおり説明した。

プッシャー・バージに係る船舶安全法施行規則等の一部改正が平成15年8月1日付けで施行されたが、現存船に対しては、平成30年7月31日(15年間)まで、適用が猶予されていた。

今般、特定短距離区域を超えて航行する場合等は、一体型プッシャー・バージとして安全規制が適用となるので留意方要請した。

4. 内航運送に用に供しようとする自家用船舶に係る取扱いの徹底について

国交省海事局内航課からの通知文書（平成 30 年 1 月 26 日付け）に基づき、適切に対応する旨の内容説明を行った。

本件については、各委員から以下の意見が述べられた。

- ・以前は、自家用船と営業船の併用は不可であったが、途中で変更された。
- ・国の指導では、本通達どおり併用可である。但し、規定に則って運用すればいいのか。
- ・国と総連の指導が違っている。

等々、意見があったが、検討の結果、現在の取扱いの状況を明らかにする旨、事務局に付託された。

5. 内航海運暫定措置事業、資金収支実績について

総連合会の政策委員会（第 4 6 9 回）への報告に基づき、資金収支実績について事務局より説明した。

なお、報告の資金収支によれば、順調な建造納付金の収入に基づき返済されれば、平成 35 年度を待たずに相償う状況となる可能性がある旨、併せて報告した。

暫定措置事業の終焉について、種々意見が出されたが、部会長より以下の選択肢で決を採ることとした。

- ① 資金管理計画上の H 3 5 年度で終焉。
- ② 返済状況に基づき相償った年度で終焉。

結果、大多数の委員は②に挙手をした。従って、本件、理事会報告事項とした。

以 上